

平成28年度第2回文京区環境対策推進本部 次第

日時:平成28年11月9日(水)

午前9時30分～

場所:庁議室

1 文京区環境基本計画の改定について

【資料第1号】

【資料第2号】

[配付資料]

【資料第1号】文京区環境基本計画の改定について

【資料第2号】文京区環境基本計画(素案)

文京区環境基本計画の改定について

1 趣旨

平成11年に策定した文京区環境基本計画（以下「計画」という。）について、近年の社会的背景の変化などに伴う課題に対応するため、計画期間を繰り上げ、昨年度に現況把握と課題整理の基礎調査を行い、本年度、本計画の改定を進めてきた。

現在、「文京区環境基本計画改定協議会」において検討を進めており、このたび、改定の素案をまとめたところである。今後、パブリックコメント等での意見を踏まえ、内容を確定する。

2 文京区環境基本計画（素案）

資料第2号のとおり

3 改定の概要

分類	改定のポイント
基本的事項	<ul style="list-style-type: none">区の環境政策における新たな「道しるべ」として、大きな方針・方向性を指し示す理念的な計画計画期間は、2017（平成29）～2026（平成38）年度の10年間
基本理念	<ul style="list-style-type: none">基本理念は普遍的な考え方であるため、現行計画を踏襲し、表現を変更
環境共生都市ビジョン	<ul style="list-style-type: none">現行計画の「望ましい環境像」に基づき、「望ましい環境共生都市ビジョン」として、新たな表現に変更
基本目標	<ul style="list-style-type: none">現行計画における基本目標に基づき、時代の趨勢等を踏まえ項目の追加・整理を行い、新たな5つの基本目標（低炭素、資源循環、快適・安全、自然共生・歴史・文化、連携・基盤づくり）に更新
施策	<ul style="list-style-type: none">基本目標に基づく区の新たな施策の方向性として提示施策の方向性は、各個別計画に基づき推進されている施策に加え、やや将来を見据えた方向性を指し示すイメージを可能な範囲で提示
計画の推進	<ul style="list-style-type: none">区の施策展開のほか、区民、事業者の自主的な行動を促進するための主体間のネットワークを構築し、相互に支え合える推進体制毎年の施策の実施状況や関連する環境データの推移などから評価を行い、計画の進捗状況を統合的に整理することで、区の環境の実態を把握

4 今後のスケジュール

- | | |
|----------|---|
| 平成28年12月 | 議会報告（計画の改定素案について）
パブリックコメント実施 |
| 平成29年2月 | 文京区環境対策推進本部（計画の改定案について）
議会報告（計画の改定案について） |
| 3月 | 計画改定 |

文京区環境基本計画

(素案)

文京区

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画の基本的な考え方	1
第2節 計画の枠組み	1
1. 位置づけ	1
2. 計画の対象地域	2
3. 計画の対象とする環境の範囲	2
4. 計画の期間	2
第3節 計画の構成	3
第2章 計画の理念・目標	4
第1節 基本理念	4
第2節 望ましい環境共生都市ビジョン	5
第3節 基本目標	6
1. 未来へつなぐ低炭素のまち～CO ₂ 削減で地球温暖化防止～	6
2. 資源を有効利用し、ごみの減量に取り組むまち	6
3. 健康で快適に暮らせる安全・安心なまち	6
4. 自然とともに暮らし、歴史・文化の息吹を大切に受け継ぐまち	6
5. みんなが一体となって環境を守り、育てるまち	6
第3章 環境施策の方向性	7
第1節 環境施策の方向性体系	7
第2節 分野別の環境施策の方向性	8
1. 未来へつなぐ低炭素のまち～CO ₂ 削減で地球温暖化防止～【低炭素】	8
2. 資源を有効利用し、ごみの減量に取り組むまち【資源循環】	14
3. 健康で快適に暮らせる安全・安心なまち【快適・安全】	18
4. 自然とともに暮らし、歴史・文化の息吹を大切に受け継ぐまち【自然共生・歴史・文化】	26
5. みんなが一体となって環境を守り、育てるまち【連携・基盤づくり】	32
第4章 計画の推進	36
第1節 推進体制	36
第2節 進行管理	36

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本的な考え方

文京区では、区民が安心して健康に、そして快適に暮らせることや、社会の仕組みを人と自然が調和して持続的に発展できるかたちへ変えていくこと、さらにはかけがえのない私たちの地球の環境を守っていくことを目指し、1999（平成11）年3月に文京区環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）を策定しました。

文京区の環境を守り創る「道しるべ」としての役割を与えられたこの計画は、20年間（平成30年度まで）における施策の方針や区民・事業者等の取組の基本的なあり方が示されています。

一方、計画策定以降、東日本大震災を契機としたエネルギー政策の大きな転換、限りある資源を大切にす気運の高まり、生物多様性への関心の高まりなど、社会的な背景も大きく変化しており、新たに対応すべき課題も浮き彫りになってきたため、これらに対応する新たな「道しるべ」としてこの計画を改定することとなりました。

新たな環境基本計画の改定にあたっては、環境分野における低炭素、資源循環（廃棄物処理）などをはじめとする各分野の個別計画が充実しつつある現状を踏まえ、区の環境施策における新たな10年に向けての大きな方針・方向性を指し示す理念的な計画とします。

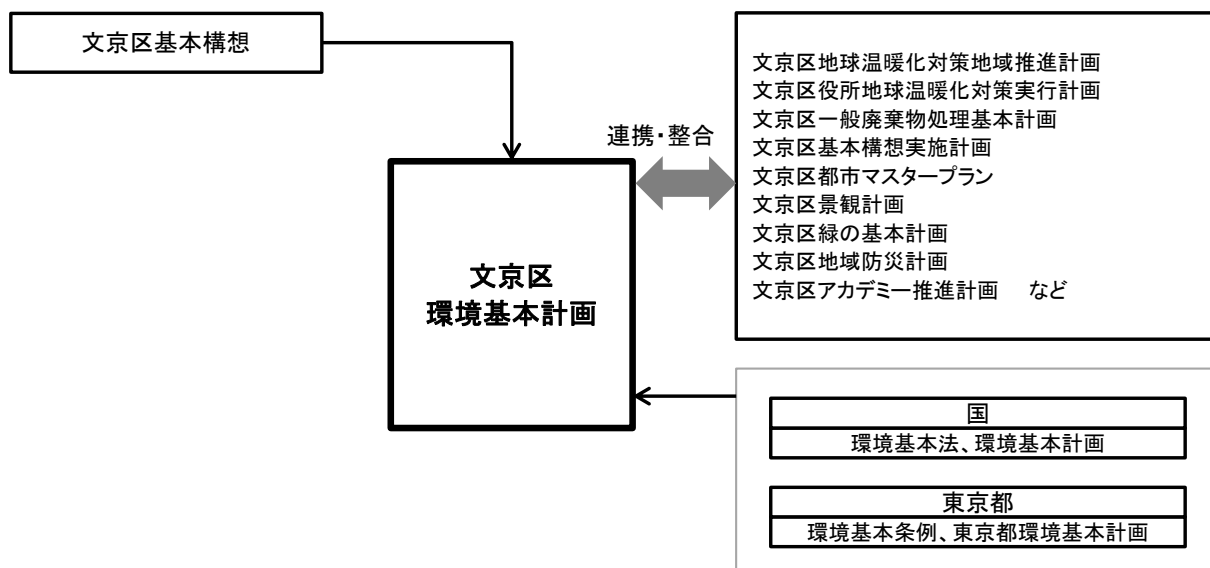
第2節 計画の枠組み

1. 位置づけ

本計画は、国の環境基本法及び環境基本計画の精神を踏まえ、「文京区基本構想」に掲げる将来都市像の実現を、環境等の側面から担う計画となります。

また、その他のまちづくり、防災などの分野を担う各個別計画とは、相互に連携・整合を図ります。

■環境基本計画の位置づけ



2. 計画の対象地域

本計画では、文京区全域を対象とします。

3. 計画の対象とする環境の範囲

本計画では、これまでの計画と同様に、私たちを取り巻くさまざまな環境を対象とします。

具体的には、動植物、湧水などの自然環境、大気、水質、騒音・振動、防災などの生活環境、歴史的・文化的資源などの人文・歴史環境、土地利用や産業、廃棄物などの社会環境、地球温暖化、エネルギーなどの地球環境となります。

■環境の範囲

分類	要素
自然環境	気象、地形・地質、地下水・湧水、河川、植物、動物、公園・緑地
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、化学物質、水資源、景観、防災
人文・歴史環境	神社・仏閣、歴史的・文化的資源
社会環境	土地利用、産業、人口構造、道路・交通、廃棄物
地球環境	地球温暖化、エネルギー

4. 計画の期間

本計画は、2017（平成 29）年度から 2026（平成 38）年度までの 10 年間を計画対象期間とします。

第3節 計画の構成

■計画の構成

第1章 計画の基本的な考え方

- ・計画の基本となる考え方について
- ・計画の位置づけや期間、対象とする環境の範囲などについて

第2章 計画の理念・目標

- ・計画の基本理念について
- ・理念をふまえた10年後に到達していることが望ましい「環境共生都市ビジョン」について
- ・環境共生都市ビジョンを達成するための5つの基本目標について

第3章 環境施策の方向性

- ・環境施策における方向性の体系について
- ・分野別の環境施策における、これからの方向性について
(基本目標ごとに、現状・課題)
(施策項目ごとに必要な施策の方向性・主な施策、区民・事業者の主な取組)

第4章 計画の推進

- ・計画を推進するための体制について
- ・計画の進行管理の仕方について

第2章 計画の理念・目標

第1節 基本理念

文京区は、暮らしの中での身近な環境への取組から、地球的な規模の環境への取組までを地域一丸となって推進します。また、区の重要な特性である「歴史・文化」、「水」、「緑」を大切にするとともに、区民が安全・快適に暮らすことができるよう、環境施策を総合的に取り組みます。

1. 環境問題への取組は、身近なものから地球全体を意識して、地域一丸となって進めます

環境問題は地球温暖化やオゾン層破壊などの地球全体に影響を及ぼすものもあることから、ひとり一人の行動から、その影響の広がりを意識することが不可欠となっています。

文京区民として、また地球の一員として、環境を地球規模で考えるなど広い視野をもちながら、身近なところからできることを取り組み、それぞれの役割を果たしながら協働して、自然との共生や持続的発展が可能な社会づくりを目指します。

2. 文京区の環境を構成する重要な歴史・文化、水、緑を、大切に守り、育てます

環境を構成する要素は幅が広く、水や空気、動植物だけでなく、それらが積み重なってつくられるもの、すなわち地域の文化や歴史、街並みなども環境のひとつといえます。暮らしの中で重要な、「ゆとり」、「うるおい」、「やすらぎ」などの心の豊かさは、物質的なものだけでなく、環境もそれを生み出す大きな役割を担っています。

そこで、文京区では、区の環境における特性といえる「歴史・文化」、「水」、「緑」を中心に据えて、より豊かな環境をつくります。

3. 環境の保全・創造には、区民が健康で安全・快適に暮らし続けられるよう、総合的に取り組みます

環境を保全・創造するためには、多様な方法がありますが、整備・設備導入などのハード面と活動・仕組みづくりなどのソフト面、先進的な技術と昔から確立されている技術、区民・事業者・行政などのあらゆる主体による取組を、これまでの実績や課題を踏まえ、相互に連携させて総合的に取り組みます。

第2節 望ましい環境共生都市ビジョン

本計画は、区の最上位計画である文京区基本構想における将来都市像「歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち『文の京』」の実現を環境等の側面から担う計画となります。

そのため、前節における基本理念に基づき、10年後に到達していることが望ましい文京区のまちの姿を「環境共生都市ビジョン」として設定します。

ひとつが**つなげる**文の京の誇れる“あした” ～環境共生都市**ぶんきょう**～



文京区的环境における特性といえる「歴史・文化」、「水」、「緑」を軸として、「ひと（区民など）」が、環境共生都市として誇れる「文の京（ふみのみやこ）」を、未来につなげていくまちを目指します。

第3節 基本目標

前節の環境共生都市ビジョンを達成するため、環境に関する主要分野である「低炭素」、「資源循環」、「快適・安全」、「自然共生・歴史・文化」の4分野と、これらを分野横断的に支える主体間の連携、仕組み・制度などの取組の基礎となる「連携・基盤づくり」の1分野からなる5つの基本目標を設定しました。

1. 未来へつなぐ低炭素のまち～CO₂削減で地球温暖化防止～

地球温暖化への意識が向上し、地域一丸となって、省エネルギーの実践、再生可能エネルギーの導入などの取組が推進されるとともに、水素*やZEH*・ZEB*などの先進的な技術も視野に入れ、COP21*で示された日本の新たな温室効果ガス排出量の削減目標達成に貢献することで、低炭素のまち実現に向けて着実な歩みを進めています。

2. 資源を有効利用し、ごみの減量に取り組むまち

リデュースとリユースの2Rがリサイクルに先立って推進されるとともに、公衆衛生向上のための廃棄物の収集運搬体制構築や効率的なリサイクル清掃事業などの適切な清掃サービスにより、区民のライフスタイルが定着し、将来的にはごみの排出を限りなく減少させることで循環型社会を実現しています。

3. 健康で快適に暮らせる安全・安心なまち

身近な環境が守られるだけでなく、坂道や庭園、歴史・文化的建造物、公園などの様々な区の景観特性を活かし、地域の魅力あふれる「文京区らしい景観」づくりを行い、自然災害などにも備えることで、だれもが心地よく、安全で安心に暮らすことのできるまちを実現しています。

4. 自然とともに暮らし、歴史・文化の息吹を大切に受け継ぐまち

身近な生きものから、いのちの大切さや多様な生きものと共に暮らしていくことへの意識が芽生えとともに、区の特徴である緑、湧水、歴史・文化的な環境を大切にし、文京区らしい魅力を向上させながら、次の世代につなげるまちを実現しています。

5. みんなが一体となって環境を守り、育てるまち

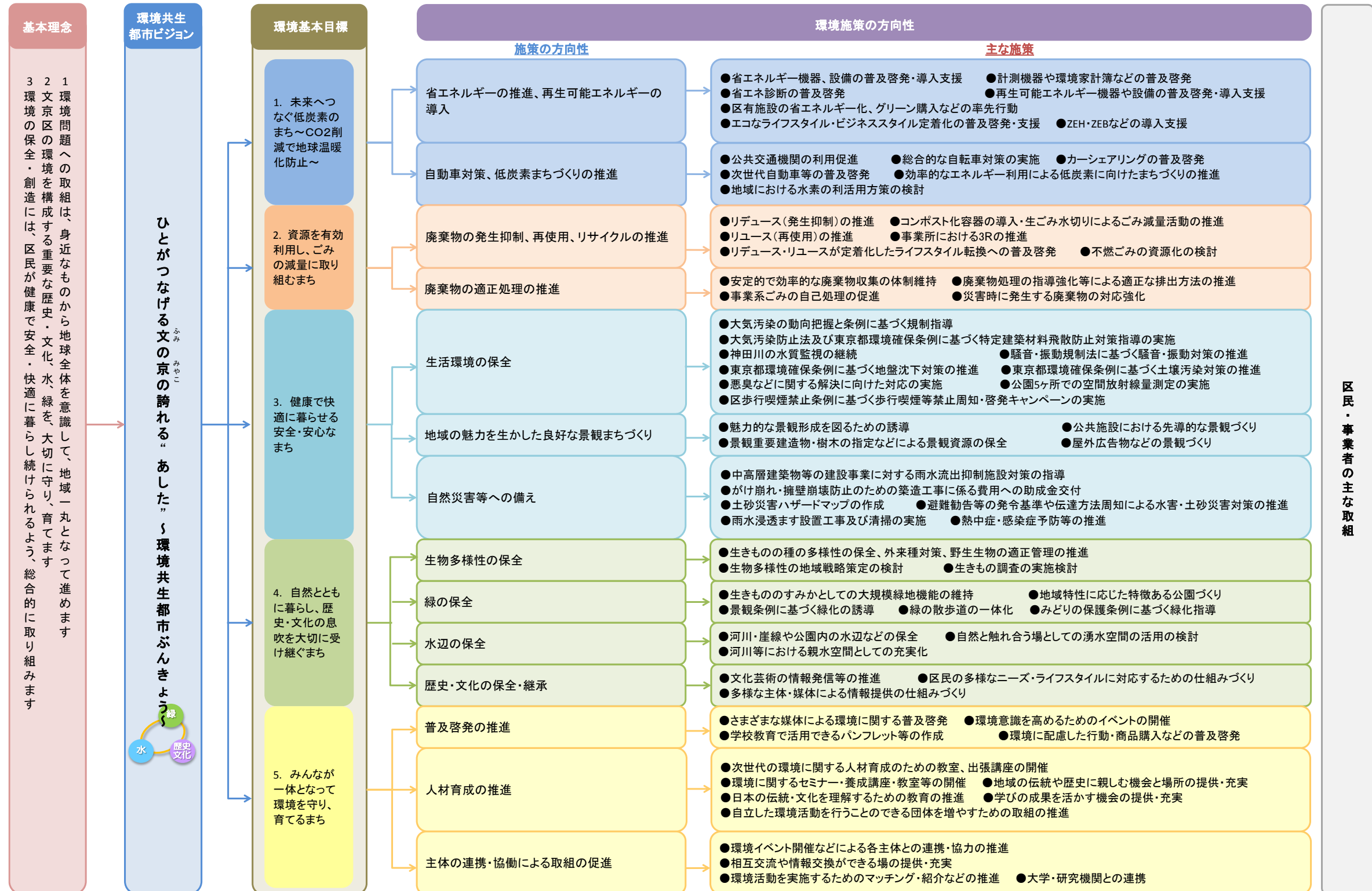
環境への意識が高まり、あらゆる世代が環境を学び、多くの担い手が育つことで、さまざまな主体の連携・協働による取組が積極的に進められ、みんなが一体となって環境を保全し、育てるまちを実現しています。

- * 水素:これまで水素は主に工業原料として用いられてきましたが、新たなエネルギーとして利用する動きがあります。水素と酸素を反応させて電気を作り出すという原理を利用して、家庭用燃料電池や燃料電池車が開発され、既に市場に出回っています。
- * ZEH:ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略で、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費するエネルギー量がゼロまたはおおむねゼロとなる住宅のことをいいます。
- * ZEB:ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略で、建築物の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費するエネルギー量がゼロまたはおおむねゼロとなる建築物のことをいいます。
- * COP21:Conference of the Parties の略で、国連の気候変動枠組条約に参加する国々の21回目の会議のことをいいます。2030年に向けた新たな国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

第3章 環境施策の方向性

第1節 環境施策の方向性体系

基本理念に基づく環境共生都市ビジョンと5つの基本目標を達成するための新たな環境施策の方向性として、以下に示す14の方向性とそれに関連する区の主な施策とともに、区民などの取組を定めました。



第2節 分野別の環境施策の方向性

本計画では、基本理念に基づく環境共生都市ビジョンの実現のため定められた5つの基本目標ごとに、この基本目標の達成に向けた区の施策の方向性と区民、事業者の主な取組を網羅的に定めました。

1. 未来へつなぐ低炭素のまち～CO₂削減で地球温暖化防止～【低炭素】

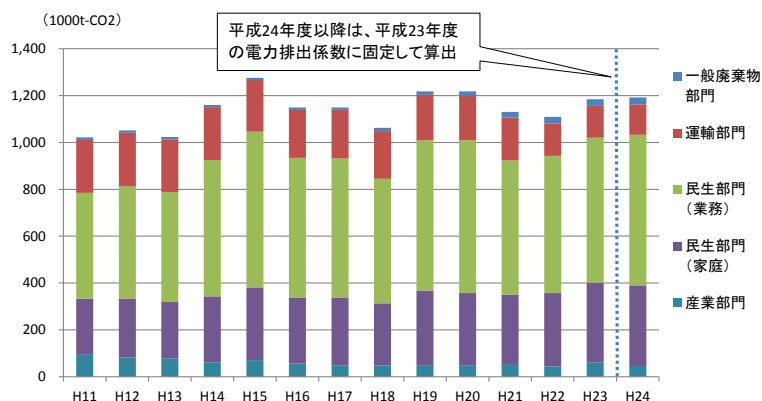
地球温暖化への意識が向上し、地域一丸となって、省エネルギーの実践、再生可能エネルギーの導入などの取組が推進されるとともに、水素やZEH・ZEBなどの先進的な技術も視野に入れ、COP21で示された日本の新たな温室効果ガス排出量の削減目標達成に貢献することで、低炭素のまち実現に向けて着実な歩みを進めています。

《現状・課題》

現状

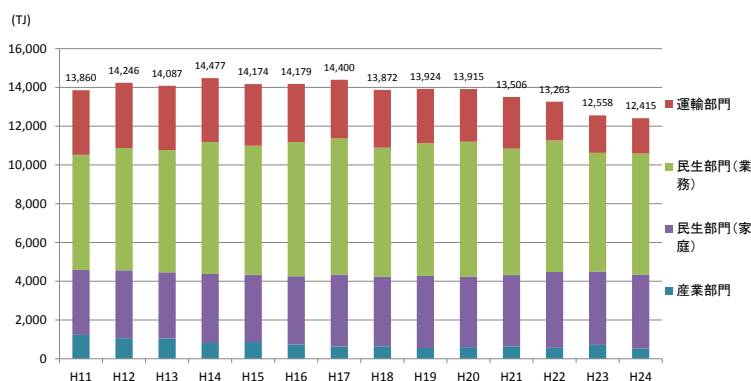
- ◆ 区における二酸化炭素排出量は計画開始時（1999（平成11）年度）と比較して概ね増加傾向となっていますが、電気や都市ガスなどのエネルギー消費量自体は減少傾向となっており、区民や事業者による省エネルギーに向けた取組が順調に進んでいます。
- ◆ 区内に導入されている再生可能エネルギーでは、導入件数の約97%、導入容量の約89%が、10kW未満の小規模な太陽光発電で占められています。
- ◆ 区内の交通関連の状況として、区内には地下鉄駅が存在し、コミュニティバス「Bーぐる」も2路線運行していることから、公共交通機関の利便性は高く、ともに利用者数は増加傾向にあります。また、自動車保有台数は減少傾向にあり、文京区内各地の地点別自動車交通量も概ね減少傾向にあります。

■文京区における部門別二酸化炭素排出量の推移



出典)オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

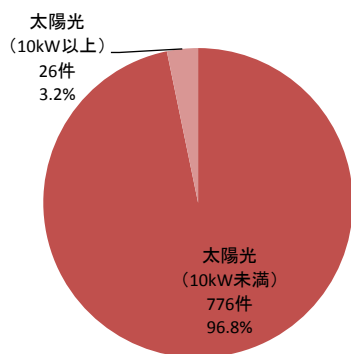
■文京区におけるエネルギー消費量の推移



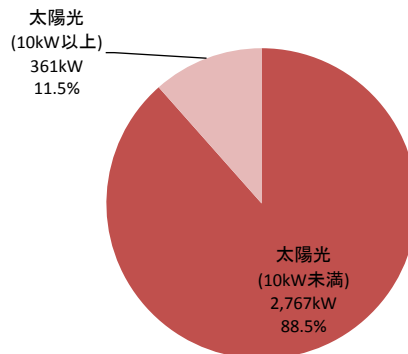
注)エネルギー消費量には、電気、ガス、灯油、車両燃料などが含まれます。

出典)オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

■再生可能エネルギー導入件数

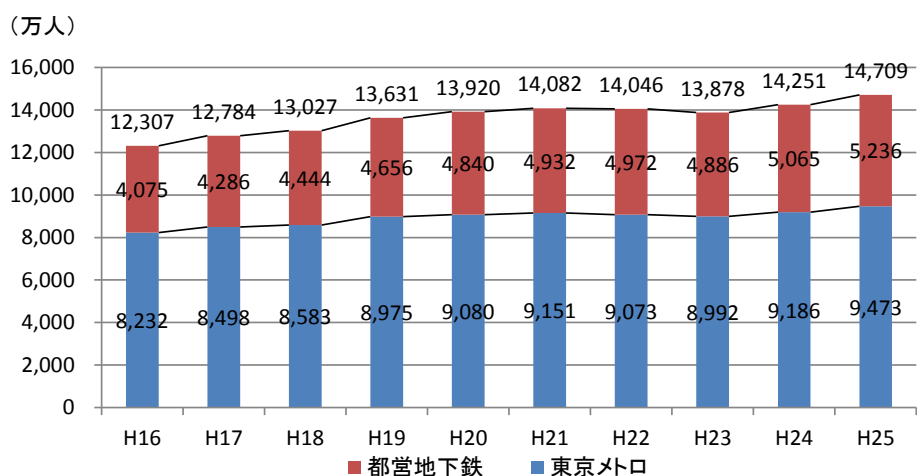


■再生可能エネルギー導入容量



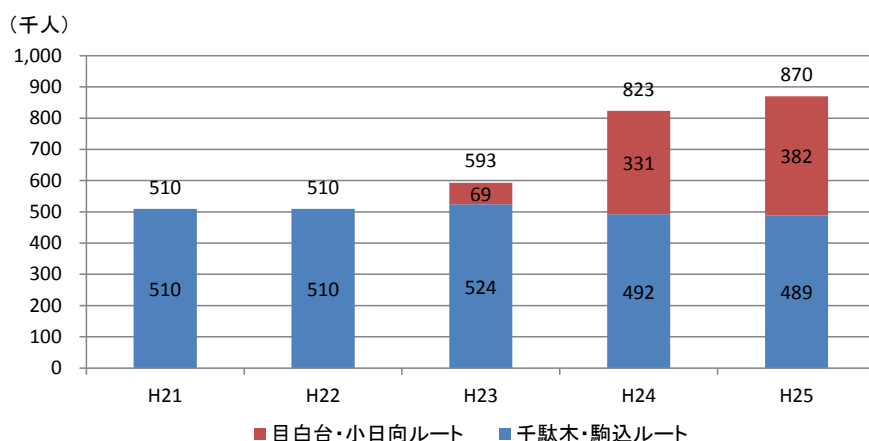
出典)資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト(平成 27 年 10 月末時点)」より作成

■区内地下鉄乗車人員推移



出典)文京区「文京の統計」より作成

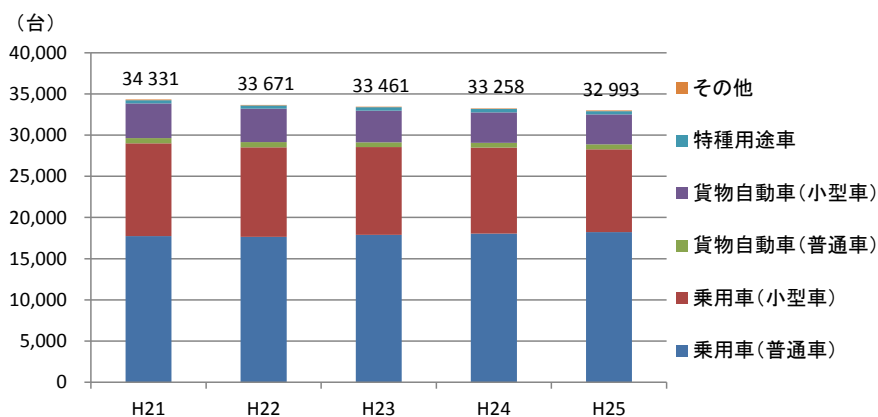
■コミュニティバス「B—ぐる」利用者数の推移



注)端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。

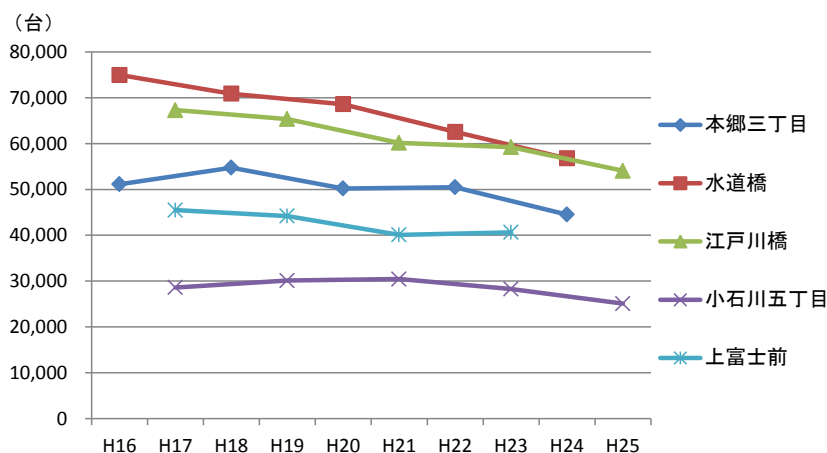
出典)文京区「文京の統計」より作成

■自動車保有台数の推移



出典)東京都総務局「東京都統計年鑑」より作成

■地点別自動車交通量推移



- 注) 1. 調査時間7時～19時(昼間12時間調査)
 2. 数値は交差点流入交通量の合計値。
 3. 本郷三丁目・水道橋、江戸川橋・小石川五丁目・上富士前はそれぞれ隔年で調査を行っている。
 4. 上富士前は平成25年に調査を行わず。

出典)文京区「文京の統計」より作成

課題

- ・二酸化炭素の排出量は増え続けているため、引き続き省エネルギーや再生可能エネルギーの取組が必要です。
- ・区民・事業者の低炭素社会実現(地球温暖化の防止)に向けた取組や意識は高く、ある程度浸透しているため、区民・事業者の行動を継続させることが必要です。
- ・国の最新のエネルギー施策や技術開発の動向などを踏まえ、省エネルギー・再生可能エネルギー設備・機器の積極的な導入により、無理なく賢くエネルギー消費量を削減することが必要です。
- ・自動車を利用する際は、環境に配慮した車両の選択や運転を心がけるとともに、公共交通機関への利用促進など、自動車交通への依存を減らしていくことが必要です。
- ・再開発事業などは、対象エリアに配置予定の複数施設を一体として捉えて、エネルギーのさらなる効率化・集約化を図ることも必要です。

(1) 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入

1) 必要な施策の方向性

「文京区地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、さらなる省エネルギー化と再生可能エネルギー導入を進めます。また、一層の意識向上によりエコなライフスタイル・ビジネススタイルの定着化を図るだけでなく、さらなる省エネルギー・再生可能エネルギー設備・機器とエネルギーマネジメントシステム*などを組み合わせた ZEH・ZEB などの先進的な技術も視野に入れ、新たな施策の可能性を探っていきます。

主な施策

- ・設備改修の助成や中小企業向け融資あっせんなどの制度を利用した省エネルギー機器や設備を広め、導入を支援する
- ・家庭などのエネルギー消費量を知るための、計測機器や環境家計簿などを広める
- ・住宅や事業所においてエネルギー使用の無駄をなくす省エネ診断を広める
- ・太陽光発電などの再生可能エネルギー機器や設備を広め、導入を支援する
- ・区有施設の省エネルギー化、グリーン購入など率先して行う
- ・区民や事業者におけるエコなライフスタイル・ビジネススタイルのさらなる定着化を促すための情報発信や支援などを検討する
- ・ZEH・ZEB などの先進的な技術を広めたり、導入の支援を検討する

など

2) 区民や事業者の主な取組

区民の主な取組

- ・エアコンの設定温度は、夏 28℃、冬 20℃など日常的な省エネルギー行動
- ・高効率給湯器への買い替え
- ・太陽光発電の設置
- ・エコな視点による電気の選択を検討

など

事業者の主な取組

- ・オフィスのエコロジー活動
- ・設備更新の際に、省エネルギータイプの空調機、給湯設備、ボイラー等の導入
- ・太陽光発電の設置
- ・エコな視点による電気の選択を検討

など

* エネルギーマネジメントシステム：建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、機器の効率的な運転制御などにより省エネルギーに役立てるエネルギー管理システムのことをいいます。

(2) 自動車対策、低炭素まちづくりの推進

1) 必要な施策の方向性

「文京区地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、自動車対策、低炭素まちづくりを進めます。さらに、2020年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」に向けて水素利活用（燃料電池車、水素ステーションなど）などの先進的な技術の導入を含むまち全体の低炭素化（スマートシティ*）実現に向けた、新たな施策の可能性を探っていきます。

主な施策

- ・電車や路線バスなどの公共交通機関の利用を広める
- ・レンタサイクル、シェアサイクル*や自転車専用レーン整備などの総合的な自転車対策を行う
- ・自動車を効率的に利用する手段としてカーシェアリングを広める
- ・電気自動車や燃料電池車などの次世代自動車等を広める
- ・再開発において、対象エリアの複数施設間でエネルギーの共有化を図るなど、効率的なエネルギー利用による低炭素に向けたまちづくりを進める
- ・新たなエネルギーとして期待されている水素の地域における利活用方策を検討するなど

2) 区民や事業者の主な取組

区民の主な取組

- ・自転車の有効活用
- ・移動・旅行は自家用車ではなくコミュニティバス「Bーぐる」や電車などを利用
- ・買替え時など購入が必要な際は、低燃費車や次世代自動車等を導入

など

事業者の主な取組

- ・自転車・レンタサイクルの有効活用
- ・自転車での通勤や移動を促すため、駐輪場の確保に努める
- ・買替え時など購入が必要な際は、低燃費車や次世代自動車等を導入

など

* スマートシティ:IT や環境技術などの先端技術を駆使してまち全体の電力の有効利用を図ることで、省エネルギー化を徹底した環境配慮型都市のことをいいます。

* シェアサイクル:地域内の各所にサイクルステーション(ポート)と呼ばれる相互利用可能な駐輪場を設置し、利用者は好きな時に好きな場所(サイクルステーション)で自転車を借りたり返却することができる自転車の共同利用サービスのことをいいます。

2. 資源を有効利用し、ごみの減量に取り組むまち【資源循環】

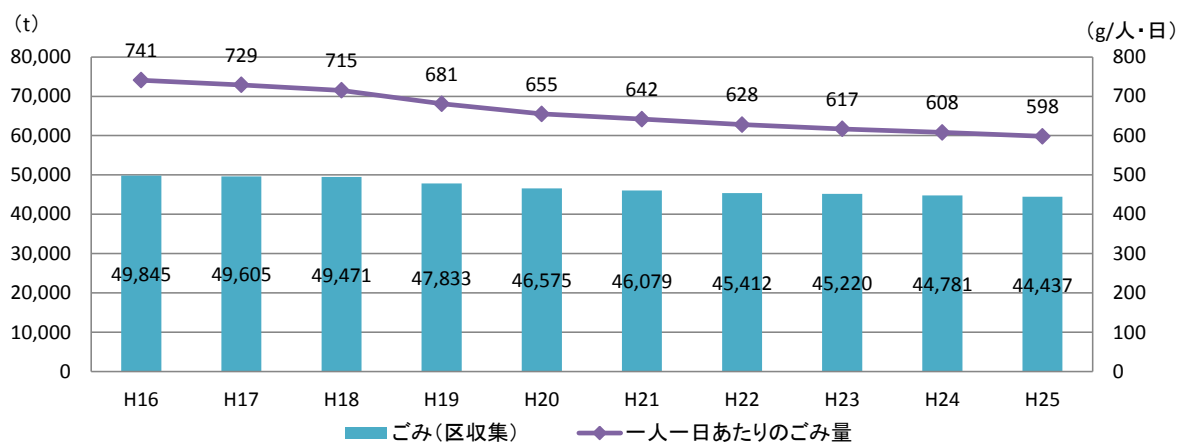
リデュースとリユースの2Rがリサイクルに先立って推進されるとともに、公衆衛生向上のための廃棄物の収集運搬体制構築や効率的なリサイクル清掃事業などの適切な清掃サービスにより、区民のライフスタイルが定着し、将来的にはごみの排出を限りなく減少させることで循環型社会を実現しています。

《現状・課題》

現状

- ◆ ごみの収集量及び区民一人一日あたりのごみの収集量は概ね順調な減少傾向にあります。また、資源回収量及び区民一人一日あたりの資源回収量は順調に推移していることから、ごみの発生抑制と有効利用が順調に進んでいる状況です。
- ◆ 最終処分量や収集車両のエネルギー消費量は減少傾向にあるなど、環境負荷に与える影響が低減されています。

■ 区民一人一日あたりのごみ量の推移

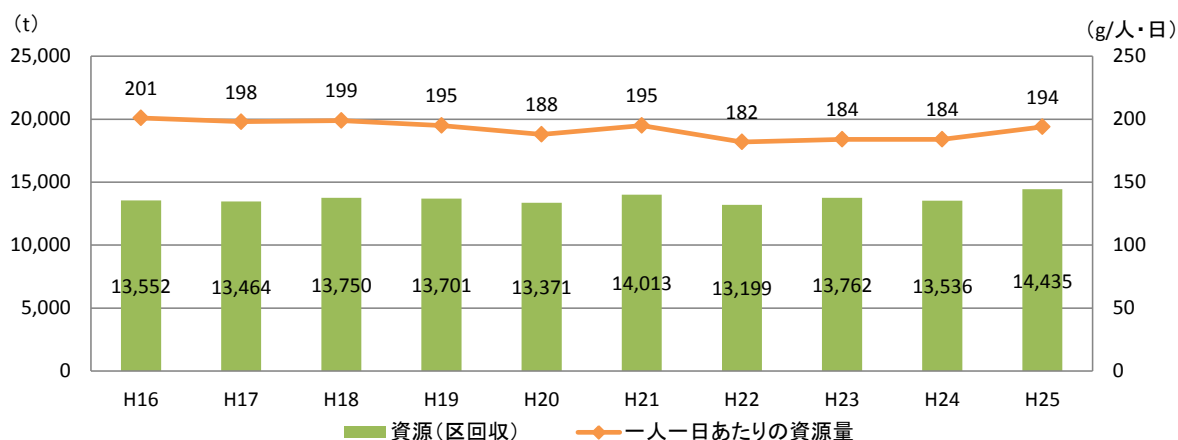


注) 1. 「一人一日あたりのごみ量」は「ごみ(区収集)」を「人口」・「年間日数」で除した値。

2. 「人口」は文京区「住民基本台帳」(各年10月1日時点、外国人登録者を含む)より参照。

出典)文京区「文京区のリサイクルと清掃事業」より作成

■区民一人一日あたりの資源量の推移



注) 1. 「一人一日あたりの資源量」は「資源(区回収)」を「人口」・「年間日数」で除した値。

2. 「人口」は文京区「住民基本台帳」(各年10月1日時点、外国人登録者を含む)より参照。

出典) 文京区「文京区のリサイクルと清掃事業」より作成

■最終処分量や収集車両のエネルギー消費量の推移

	21年度	23年度	24年度	25年度	26年度
最終処分量(t/年)	8,689	9,792	8,624	8,584	8,541
収集車両のエネルギー消費量(GJ/年)	12,000	9,960	9,660	9,230	9,010
収集車両の温室効果ガス排出量(t/年)	737	619	617	599	588

出典) 文京区「文京区一般廃棄物処理基本計画」より作成

課題

- ・ごみの発生抑制と有効利用は順調に進んでいますが、近年の人口・世帯数の増加を踏まえると、継続した取組が必要です。
- ・ごみとなってしまったものの適正な処理が必要です。
- ・収集・運搬・焼却・埋立処分といったごみ処理の全工程において、温室効果ガス排出やエネルギー削減だけでなく、騒音や悪臭などを含めた総合的な取組が必要です。
- ・ごみ出しマナーの向上が必要です。
- ・可燃ごみにおける割合が高い生ごみの減量や不燃ごみの資源化の検討が必要です。

(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルの推進

1) 必要な施策の方向性

「文京区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ものを長く大切にすること意識向上や使い捨て型ライフスタイルの見直し等のさらなる廃棄物の発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）などを進めます。将来的には、特に可燃ごみにおける排出割合が高い生ごみの減量や不燃ごみの資源化などをはじめとして、廃棄物としての排出を限りなく減少させるための、新たな施策の可能性を探っていきます。

主な施策

- ・食品ロス（食べられるのに廃棄される食品）、マイバッグ利用をはじめとしたごみを出さないライフスタイル定着のためのリデュース（発生抑制）を広める
- ・コンポスト（生ごみ堆肥）化容器の導入や生ごみの水切りを積極的に行うことで、ごみ減量活動を広める
- ・リサイクルショップの情報提供やイベントなどによるリユース（再使用）を広める
- ・事業用建築物の所有者向け講習会や生ごみ減量化などの事業所における 3R の取組を進める
- ・リデュース（発生抑制）が進み、リユース（再使用）製品が定着したライフスタイルへの転換を促すため、普及啓発を充実させる
- ・不燃ごみの資源化に向けて検討する

など

2) 区民、事業者の主な取組

区民の主な取組

- ・食品ロス削減、マイバッグ利用の心がけ
- ・生ごみの水切り行動の実施
- ・生活用品や食品の再活用
- ・エコクッキングの推進

など

事業者の主な取組

- ・廃棄物管理責任者講習会への参加
- ・R サークルオフィス文京*への参加
- ・生ごみの減量化の実施

など

(2) 廃棄物の適正処理の推進

1) 必要な施策の方向性

「文京区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、さらなる廃棄物の適正な処理を進めます。また、近年の大震災等を踏まえ、環境保全と公衆衛生の水準を災害時も含めて安定的に維持できるよう、「安全・安心」が確保された循環資源の流れの構築を検討していきます。

* R サークルオフィス文京：文京区リサイクル事業協同組合（文京区内で資源回収に携わる 6 社で構成された協同組合）が、区の収集よりも安価な処理料金で小規模の事業所（延床面積 3,000 m²未満）から排出される古紙、びん、缶などの資源を回収するシステムのことで。

主な施策

- ・現状の体制を基本とした安定的で効率的な廃棄物収集の体制を維持する
- ・有料ごみ処理券の適正な貼付の指導や集合住宅への廃棄物処理の指導を強化し、適正な排出方法を広める
- ・一般廃棄物処理業者をあっせんし、事業系ごみの自己処理を進める
- ・災害時に発生する廃棄物を想定した配車訓練を行い、災害時の対応を強化する
など

2) 区民や事業者の主な取組

区民の主な取組

- ・ごみの分別の徹底
- ・集積所などの適切な利用・管理
- ・粗大ごみ等の有料ごみ処理券の適正貼付
- ・在宅医療廃棄物の適正排出

など

事業者の主な取組

- ・ごみの分別の徹底
- ・有害ごみ・危険物対策の徹底
- ・一般廃棄物処理業者への委託
- ・不法投棄防止の徹底

など

3. 健康で快適に暮らせる安全・安心なまち【快適・安全】

身近な環境が守られるだけでなく、坂道や庭園、歴史・文化的建造物、公園などの様々な区の景観特性を活かし、地域の魅力あふれる「文京区らしい景観」づくりを行い、自然災害などにも備えることで、だれもが心地よく、安全で安心に暮らすことのできるまちを実現しています。

《現状・課題》

現状

- ◆ 区における大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などは、概ね環境基準などを達成していますが、大気汚染物質である微小粒子状物質、オキシダントなどの一部未達成の項目があります。
- ◆ 区の地形は、武蔵野台地の東端に位置し、台地と低地が複雑に入り込み、20m前後の高低差を持つ変化に富んだものとなっています。この特性から坂道が多く、区の景観形成を特徴付けるものとなっています。
- ◆ 自然災害などへの対策の現状としては、大雨によって河川等が増水し、水があふれた場合の浸水予測結果に基づき、水害ハザードマップを作成、公表しています。また、区内には災害時の避難所等が50箇所以上あります。
- ◆ 真夏日・熱帯夜の日数が増加傾向にあり、徐々にですが気候変動の影響が見受けられます。
- ◆ 「文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例（以下、区歩行喫煙等禁止条例）」では、歩行者の安全確保及び地域環境美化の観点から区内全域における屋外の公共の場所での歩きタバコ、吸い殻のポイ捨て、及び地域を限定した重点地域での路上喫煙を禁止しています。

■東京都一般環境大気測定局の測定結果（達成状況）推移

項目	分類	測定局名	(所在地)	H21	H22	H23	H24	H25	H26
二酸化窒素 NO ₂	一般	文京区本駒込	(文京区本駒込 4-35-15)	○	○	○	○	○	○
		千代田区神田司町	(千代田区神田司町 2-2)	○	○	○	○	○	○
		国設東京新宿	(新宿区内藤町 11)	○	○	○	○	○	○
	自排	春日通り大塚	(文京区大塚 3-5-1)	○	○	○	○	○	○
		日比谷交差点	(千代田区日比谷公園 1-6)	○	○	○	○	○	○
		新目白通り下落合	(新宿区下落合 2-2 地先)	○	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 SPM	一般	文京区本駒込	(文京区本駒込 4-35-15)	○	○	○	○	○	○
		千代田区神田司町	(千代田区神田司町 2-2)	○	○	○	○	○	○
		国設東京新宿	(新宿区内藤町 11)	○	○	○	○	○	○
	自排	春日通り大塚	(文京区大塚 3-5-1)	○	○	○	○	○	○
		日比谷交差点	(千代田区日比谷公園 1-6)	○	○	○	○	○	○
		新目白通り下落合	(新宿区下落合 2-2 地先)	○	○	○	○	○	○
微小粒子状物質 PM _{2.5}	一般	文京区本駒込	(文京区本駒込 4-35-15)	—	—	—	—	×	×
		千代田区神田司町	(千代田区神田司町 2-2)	—	—	×	×	×	×
		国設東京新宿	(新宿区内藤町 11)	—	—	—	—	—	—
	自排	春日通り大塚	(文京区大塚 3-5-1)	—	—	—	—	×	×
		日比谷交差点	(千代田区日比谷公園 1-6)	—	—	—	×	×	×
		新目白通り下落合	(新宿区下落合 2-2 地先)	—	—	—	×	×	×
オキシダント O _x (5時～20時)	一般	文京区本駒込	(文京区本駒込 4-35-15)	×	×	×	×	×	×
		千代田区神田司町	(千代田区神田司町 2-2)	×	×	×	×	×	×
		国設東京新宿	(新宿区内藤町 11)	×	×	×	×	×	×

注1)「○」:達成 「×」:未達成 「—」:未測定

注2)太字は区内の測定局

注3)「自排」とは「自動車排出ガス測定局」の略で、オキシダントは測定対象外

注4)「一般」とは「一般環境大気測定局」の略で、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を測定するための測定局

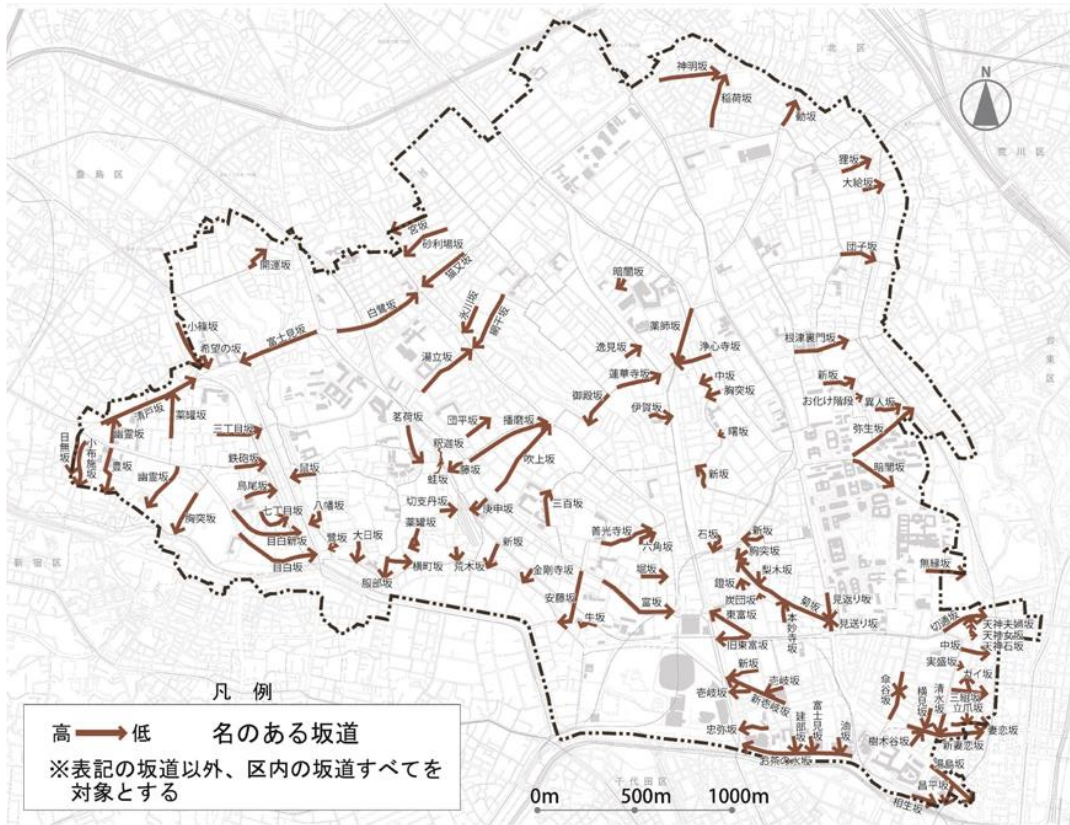
出典)東京都環境局「大気汚染測定結果」より作成

■神田川の生活環境の保全に関する環境基準

項目 水域類型	基準値			
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)
C	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上

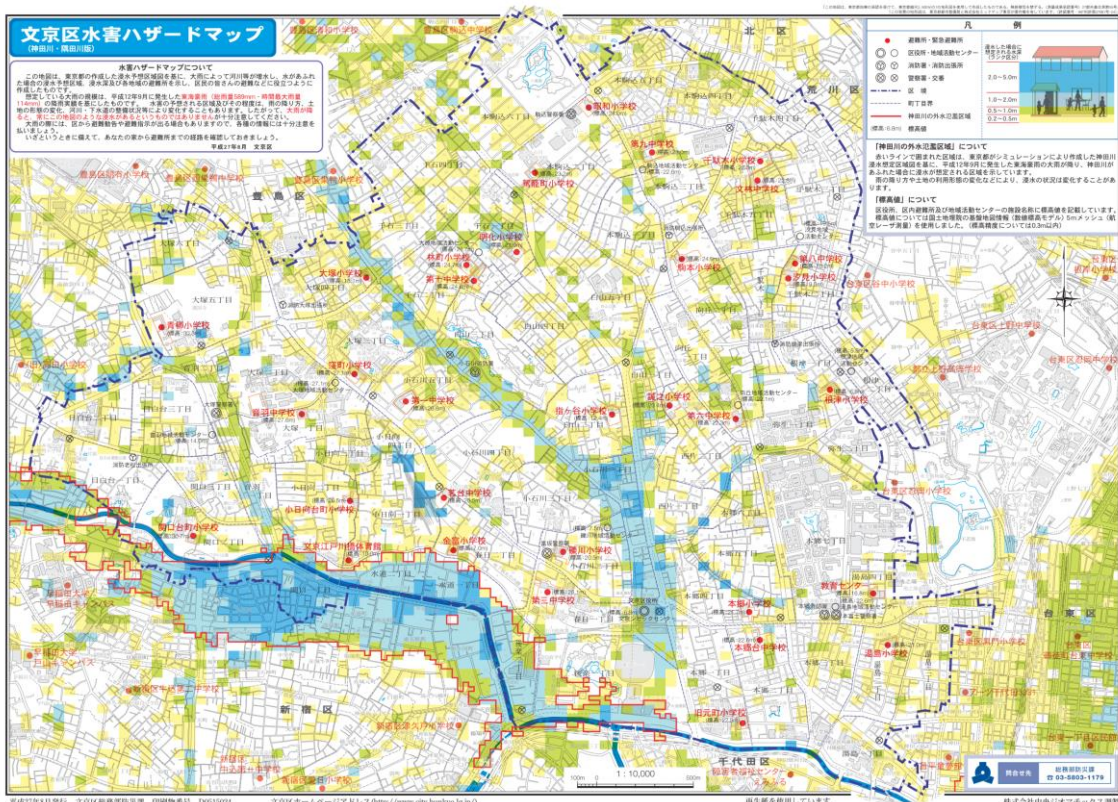
出典)文京区「文京のかんきょう」

■名のある坂道の位置図



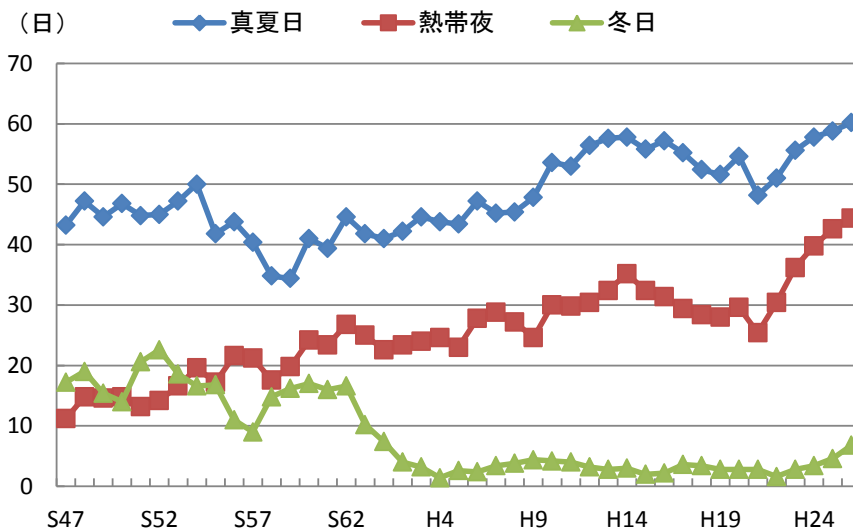
出典) 文京区「文京区景観計画」

■文京区水害ハザードマップ



出典) 文京区「文京区水害ハザードマップ」

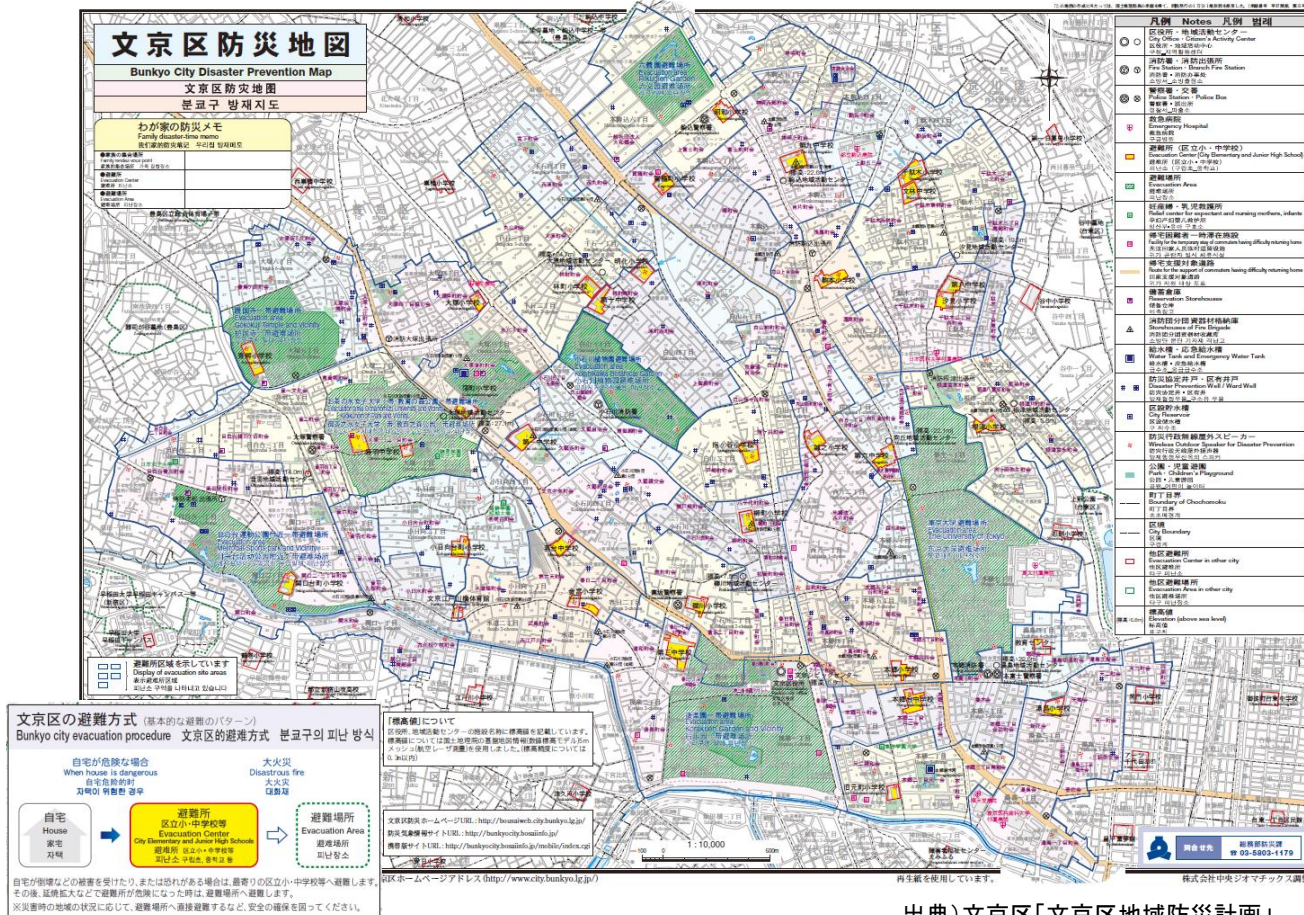
■真夏日・冬日・熱帯夜の推移



注)観測地点:東京(東京都) 緯度:北緯 35 度 41.4 分/経度:東経 139 度 45.0 分

出典)気象庁「気象統計情報」より作成

■文京区防災地図 (黄色が避難所 (区立小・中学校等))



出典)文京区「文京区地域防災計画」

■歩行喫煙・ポイ捨て等に対する年間指導件数（巡回日数：年間 244 日）

巡回地域	年間指導件数		
	計	○	×
春日・後楽	829	599	230
目白台・音羽・関口・水道	308	202	106
大塚・小日向・小石川	216	192	24
白山・千石	329	317	12
本駒込・千駄木	550	407	143
向丘・根津・弥生	149	139	10
本郷・湯島	1,968	1,185	783
計	4,349	3,401	1,308

違反者に対し注意・指導した結果 ○：指導に従った ×：指導に従わなかった

出典)文京区「文京のかんきょう」より作成

課題

- ・生活環境に係る項目は、国や東京都、近隣区などと連携した広い視点の対策が必要です。
- ・歩きたばこや吸殻のポイ捨てなど身近な生活環境への対策も継続的に取り組むことが必要です。
- ・良好な景観を形成し住みよい環境をつくるために、区民等や建築行為等を行う事業者と区が協働して景観づくりに取り組んでいくことが必要です。
- ・大規模な自然災害等への備えが必要です。
- ・地球温暖化の影響などによる熱中症や都市型水害などへの対策強化が必要です。

(1) 生活環境の保全

1) 必要な施策の方向性

これまで国の法規制や「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、東京都環境確保条例と略記）」、「区歩行喫煙等禁止条例」などにより進められてきた公害防止対策及び路上喫煙対策を引き続き進め、環境基準などを達成することで、快適な生活環境の維持・向上を目指します。

また、PM2.5や放射能などの環境問題に対しても適切に対応していきます。

主な施策

- ・大気汚染の動向の把握と条例に基づく規制指導を行う
 - ・大気汚染防止法及び東京都環境確保条例に基づく特定建築材料飛散防止対策指導を行う
 - ・神田川水系水質監視連絡協議会において、引き続き神田川の水質監視を行う
 - ・工場設置認可や建設作業現場の指導を行い、騒音・振動規制法に基づく騒音・振動対策を進める
 - ・揚水施設の構造基準・揚水量の制限を設けるなどの東京都環境確保条例に基づく地盤沈下対策を進める
 - ・環境確保条例に規定する工場又は指定作業場を設置している有害物質取扱事業者への調査・対策の義務づけなどを行い、東京都環境確保条例に基づく土壌汚染対策を進める
 - ・悪臭などの苦情に関する原因究明や改善指導などの解決に向けた対応を行う
 - ・福島第一原発事故が終息するまで継続して公園5ヶ所で空間放射線量の測定を行う
 - ・区歩行喫煙禁止条例に基づいた歩行喫煙等禁止の周知・啓発キャンペーンを行う
- など

2) 区民や事業者の主な取組

区民の主な取組

- ・各種調査結果の確認
- ・買替え時など購入が必要な際は、低燃費車や次世代自動車等を導入
- ・区歩行喫煙等禁止条例を守る

など

事業者の主な取組

- ・法規制・条例などに準拠した事業活動
- ・買替え時など購入が必要な際は、低燃費車や次世代自動車等を導入
- ・区歩行喫煙等禁止条例を守る

など

(2) 地域の魅力を活かした良好な景観まちづくり

1) 必要な施策の方向性

一定規模の建築物や工作物等及び屋外広告物の設置について「文京区景観計画」で定めた景観形成基準に基づき、景観事前協議を通して良好な景観を形成するように文京区景観計画への適合を求めています。

主な施策

- ・文京区らしい魅力的な景観形成を図るための誘導をする
- ・公共施設整備の際の景観への配慮や景観重要公共施設に指定するなど、公共施設における先導的な景観づくりを行う
- ・地域のシンボルとなる景観重要建造物・樹木に指定するなど、景観資源を守る
- ・ガイドラインを用いた屋外広告物設置者との協議を行い、屋外広告物などの景観づくりを進める

など

2) 区民や事業者の主な取組

区民の主な取組

- ・区の景観づくりへの理解・協力
- ・地域における景観づくり活動への参加
- ・住宅建設などの際の配慮

など

事業者の主な取組

- ・区の景観づくりへの理解・協力
- ・宅地分譲やマンション、工作物建設、開発行為などにおける地域景観への配慮

など

(3) 自然災害等への備え

1) 必要な施策の方向性

「文京区地域防災計画」などに基づき、国や都などと連携して防災・災害対策や地球温暖化の影響への適応策*を進めます。

主な施策

- ・中高層建築物等の建設事業に対して、「文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」に基づき、雨水流出抑制施設*対策に関する指導を行う
- ・がけ崩れや擁壁崩壊の被害を未然に防止するため、新たな擁壁の築造工事に係る費用に対して助成金の交付を行う
- ・都が指定する土砂災害警戒区域等に基づき、土砂災害ハザードマップを作成する
- ・避難勧告等の発令基準や伝達方法の周知による水害・土砂災害対策を進める
- ・雨水浸透ます設置工事及び清掃を行う
- ・区ホームページやパンフレットなどを活用した熱中症・感染症予防等を広める

など

2) 区民や事業者の主な取組

区民の主な取組

- ・避難経路の確認
- ・ハザードマップなどの確認
- ・熱中症予防対策の実施
- ・家のまわりに水を貯めない(デング熱などの感染症を媒介する蚊の発生抑制)

など

事業者の主な取組

- ・事業所における防災訓練の実施
- ・ハザードマップなどの職員への周知
- ・熱中症予防対策の職員への徹底
- ・事業所のまわりに水を貯めない(デング熱などの感染症を媒介する蚊の発生抑制)
- ・地下水の確保のため雨水浸透事業の推進

など

* 適応策:これまでの地球温暖化を緩和するための対策だけでなく、起こりうる地球温暖化の影響に備える対策です。文京区のまわりでも、気温上昇などによる熱中症の増加や大雨などによる都市型水害などが起こりうる可能性があります。

* 雨水流出抑制施設:降った雨水を直接下水に流さずに、敷地内で浸透や貯留をする事で、雨水の流出を最小限に抑える施設のことです。

4. 自然とともに暮らし、歴史・文化の息吹を大切に受け継ぐまち【自然共生・歴史・文化】

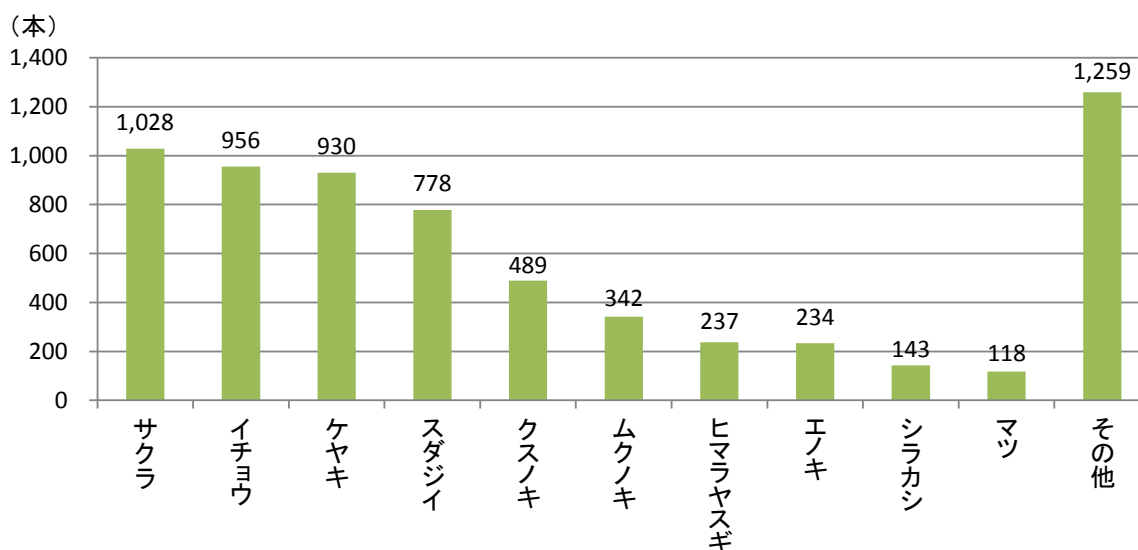
身近な生きものから、いのちの大切さや多様な生きものと共に暮らしていくことへの意識が芽生えるとともに、区の特長である緑、湧水、歴史・文化的な環境を大切にし、文京区らしい魅力を向上させながら、次の世代につなげるまちを実現しています。

《現状・課題》

現状

- ◆ 区では、さまざまな種類の樹木が確認されています。動植物の生息状況が明確に示された資料などはありませんが、区内に存在する緑地や水辺は、多くの動物のすみかになっていると考えられます。
- ◆ 緑の現状としては、小石川植物園や六義園などの一定量のまとまった緑地が存在し、23区の中でも比較的緑被率が高くなっています。
- ◆ 区内に存在する水辺の現状としては、台地と多くの谷による地形が形成されていることから、湧水地点が複数存在しています。また区の南西部から南東部にかけて神田川が流れています。
- ◆ 区の特長となる歴史・文化的環境の現状は、国及び東京都の指定・国登録文化財が40件以上あり、23区の中でも、比較的多く存在するとともに、多くの文豪が居住した地でもあります。また、広大な庭園などはまとまった緑地を形成し、区の自然環境の一部となっているほか、歴史的・文化的資源は住環境の要素の一つでもあります。

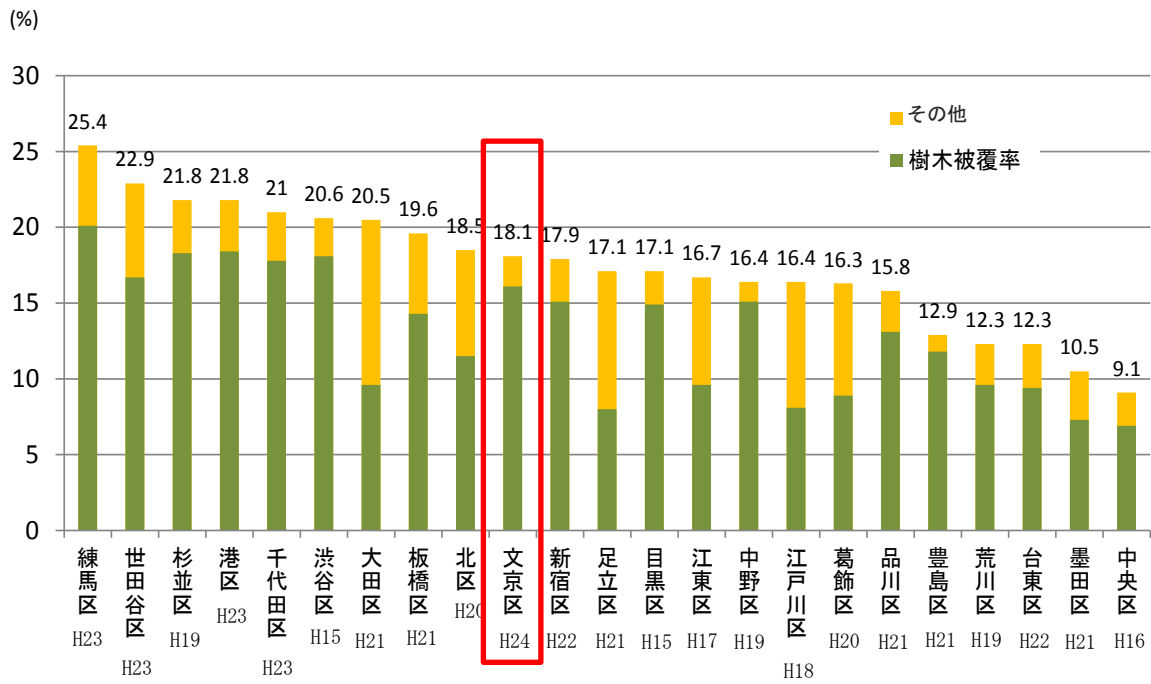
■ 樹種別樹木本数



注) 平成24年6月～平成25年3月の期間に直径50cm以上の樹木本数を集計した結果

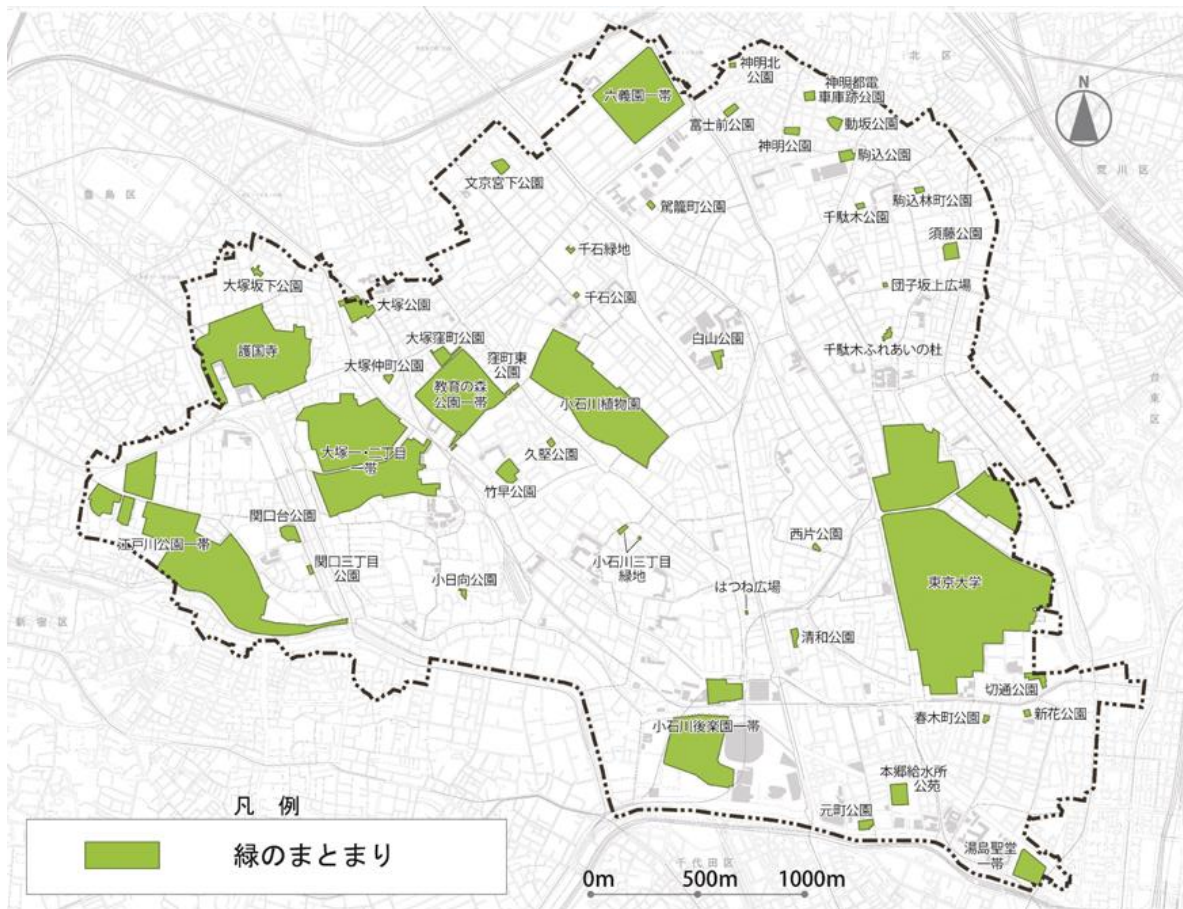
出典) 文京区「文京の統計」より作成

■ 区別緑被率



出典)文京区「文京の統計」より作成

■ 緑のまよりの位置図



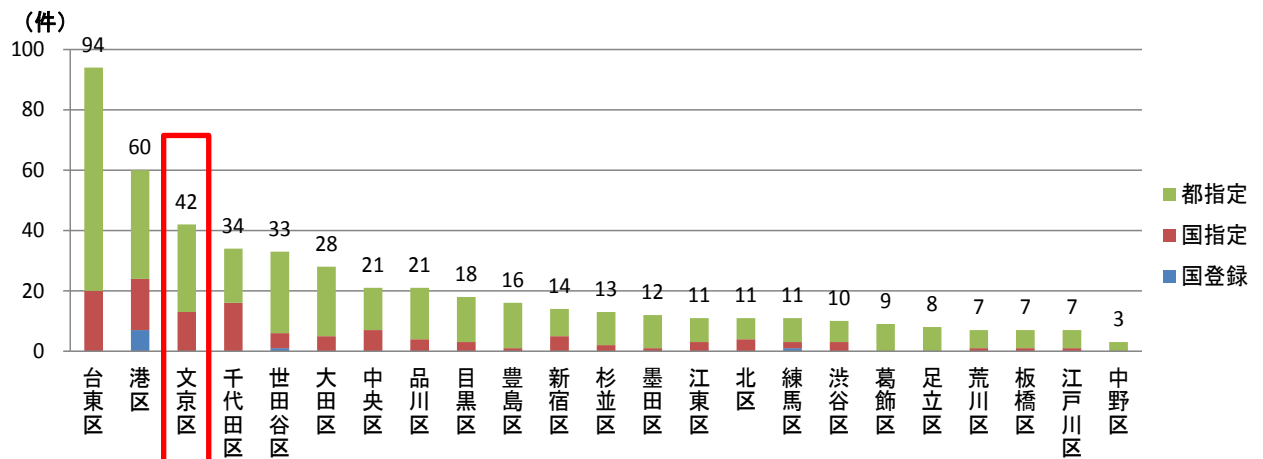
出典)文京区「文京区景観計画」

■文京区の湧水地点



出典)東京都「湧水マップ」に基づき、国土交通省国土地理院「電子地形図」を用いて作成

■国及び東京都の指定・国登録文化財の区別件数



出典)東京都教育庁「東京都文化財情報データベース」より作成

課題

- ・区内における生きものの種の多様性を守るとともに、さまざまな生きもののつながり、人間との共生などの生物多様性の視点に配慮することが必要です。
- ・生物多様性基本法で規定されている地域(区)の生物多様性を進めるための戦略を検討することが必要です。
- ・現在の区内における動植物の生息・生育状況が十分に把握できていないため、戦略策定を視野に入れた実態把握が必要です。
- ・大規模な緑地だけでなく、まちなかの街路樹や民有地を含む総合的な緑を守り、つくる必要があります。
- ・生物多様性の観点からも、点から線につなぐ緑のネットワーク化が重要です。
- ・水資源を大切にし、親しみやすい水辺として守ることが必要です。
- ・区の特性である歴史的・文化的資源を活かし、後世に継承することが重要です。

(1) 生物多様性の保全

1) 必要な施策の方向性

現在、生物多様性に関する区の戦略が存在しないことから、策定に向けた検討を進め、文京区内における生きものの種の多様性の保全やつながりの創出、人間活動との調和・共生などを将来に向けて進めます。

また戦略策定を視野に入れて、区内に存在する生きものの実態を把握します。

主な施策

- ・生きものの種の多様性を守ることや外来種への対策、野生生物の適正な管理を行う
- ・区の生物多様性の目標や施策を定めるために、生物多様性の地域戦略をつくることを検討する
- ・区の生きものの実態を把握するために区民やNPOなどと連携し、生きものの調査の実施を検討する

など

2) 区民や事業者の主な取組

区民の主な取組

- ・生きものを大切にするなどの配慮
- ・地域の生きもの調査などへの参加

など

事業者の主な取組

- ・事業活動における生態系への配慮
 - ・生きものを守るための企業としての取組
- 検討

など

(2) 緑の保全

1) 必要な施策の方向性

「文京区緑の基本計画」に基づき、公園などの拠点における緑の保全や条例により緑化を進めます。また、国や都などとも連携して、生物多様性の観点によるエコロジカル・ネットワーク*構築に向けた緑のネットワーク化を将来的に強化します。

主な施策

- ・生きもののすみかとして大規模な緑地の機能を維持する
- ・生物の生育や花木の植栽、デザインなどの地域特性に応じた特徴ある公園づくりを行う
- ・地域が協力して緑の保全や緑化を進めるために景観条例に基づく緑化を誘導する
- ・神社・仏閣や巨木、公園などの歴史・文化・自然環境を結ぶ緑の散歩道を一体化する
- ・みどりの保護条例に基づく緑化指導を行う

など

2) 区民や事業者の主な取組

区民の主な取組

- ・緑のカーテン、屋上緑化などの住まいにおける緑化推進
- ・地域の緑化活動への参加

など

事業者の主な取組

- ・条例などに基づく事業所の緑の確保
- ・屋上緑化、壁面緑化など事業所における緑化推進
- ・地域の緑化活動への参加

など

(3) 水辺の保全

1) 必要な施策の方向性

「文京区緑の基本計画」などに基づき、水辺の保全や湧水の自然とふれあう場としての活用などを進めます。また、国や都などとも連携して、湧水の保全や水辺の生態系にも配慮した水辺整備などを将来に向けて進めます。

主な施策

- ・生きもののすみかとしての河川・崖線や公園内の水辺などを守る
- ・湧水空間を、水、生きもの、土などの自然と触れ合う場として活用できないか検討する
- ・河川等において、人や生きものの憩いの場である親水空間として充実させる

など

* エコロジカル・ネットワーク:生物の生息拠点となる緑地を小規模な緑地や街路樹などでつなぎ、生物が移動できるようにすることで、生物にとって暮らしやすい状況がつけられた状態のことをいいます。

2) 区民や事業者の主な取組

区民の主な取組

- ・区内に存在する湧水などを知る
- ・地域の水辺保全への協力
- ・身近な水辺や湧水などとふれあう

など

事業者の主な取組

- ・地域の水辺保全への協力

など

(4) 歴史・文化の保全・継承

1) 必要な施策の方向性

「文京区アカデミー推進計画」に基づき、文人ゆかりの地をはじめとした歴史、文化を活かし、さまざまな機会を通して区民が体感することができるよう、だれもが親しむことができる環境づくりや、楽しむ・ふれる活動に対する支援を行っていきます。また、地域の伝統的な文化を将来に向けて継承することで、区の貴重な自然環境としても質を高め、まちの魅力として活用するための取組を進めていきます。

また、文京地域史の調査研究や隣接区と連携した文化資源マップづくりなどにより、「^{ふみ}文の^{みやこ}京」ならではの魅力の向上に向けた取組を進めます。

主な施策

- ・区民などの文化芸術への興味や知識を高めるためにイベントの開催や情報などを発信する
- ・区民一人ひとりの多様なニーズやライフスタイルに対応するための仕組みづくりをする
- ・事業者や大学などの多様な主体・媒体による情報提供の仕組みづくりをする

2) 区民や事業者の主な取組

区民の主な取組

- ・区内に存在する文化資源を知る
- ・史跡めぐりなどへの参加
- ・文化資源に存在するみどりや自然を再認識する

など

事業者の主な取組

- ・区内に存在する文化資源を知る
- ・開発などにおける文化資源保全の配慮

など

5. みんなが一体となって環境を守り、育てるまち【連携・基盤づくり】

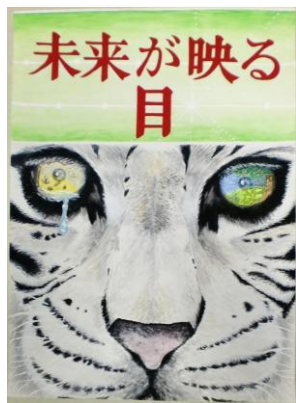
環境への意識が高まり、あらゆる世代が環境を学び、多くの担い手が育つことで、さまざまな主体の連携・協働による取組が積極的に進められ、みんなが一体となって環境を保全し、育てるまちを実現しています。

《現状・課題》

現状

- ◆ 文京区では、環境に関連する計画などに基づき、区民や事業者などに対して区報や区のホームページ、情報誌、ケーブルテレビ、文京版クールアース・デーや環境保全ポスター図案コンクール、エコ・リサイクルフェアなどの事業により、環境に関する普及啓発が展開されています。
- ◆ 事業者セミナーや区民などに対する環境ライフ講座、親子環境教室などの事業により、環境教育についても推進しています。
- ◆ 各主体の相互交流や情報交換ができる機会の設定、大学・企業などとの協働の推進などの事業により、区民、事業者、地域活動団体、大学等の各主体の連携・協働による取組支援が展開されています。

■普及啓発や環境教育等に関する事業



(左：環境保全ポスター図案コンクール金賞作品、右：【文京 eco カレッジ】環境ライフ講座)

課題

- ・今後の人口・世帯数の増加、高齢化の進展などを考慮して、よりきめ細やかな環境に関する情報の提供、人材を育成するための強化が必要です。
- ・大学・研究機関と連携し、それぞれが環境に関する知見や情報を活用することが必要です。

(1) 普及啓発の推進

1) 必要な施策の方向性

身の回りの自然や社会について気づき、感性を育むため、各種計画に基づき、さまざまな媒体による環境情報の発信や環境に関するイベントの開催などを引き続き進めて、よりきめ細やかな年齢層や業種などへの働きかけも検討します。特に次世代を担う子どもに対しては、学校教育との連携も視野に入れた施策の展開を検討します。

主な施策

- ・区報・区のホームページ・ケーブルテレビ・SNS*(ツイッター、フェイスブック等)・情報誌などさまざまな媒体による環境に関する情報を発信する
- ・環境意識を高めるためのイベント(クールアースフェア、エコ・リサイクルフェア、環境保全ポスター図案コンクールなど)を開催する
- ・学校教育の中で活用することができるパンフレット等の作成を検討する
- ・環境に配慮した行動や商品購入(グリーン消費、グリーン購入)を促すための情報などを広める

など

2) 区民や事業者の主な取組

区民の主な取組

- ・環境に関する情報を集める
- ・環境に関するイベントへの参加
- ・環境に配慮した行動や製品の購入を心がける

など

事業者の主な取組

- ・環境に関する情報を集める
- ・環境に関するイベントへの参加
- ・環境に配慮した行動や製品の購入を心がける
- ・社内での環境に関する職員研修の開催

など

(2) 人材育成の推進

1) 必要な施策の方向性

区の大切な環境を守り続けるためには、社会や自然のしくみなどを学び、理解することが大切です。そのため、各種計画に基づき、さまざまな講座や環境教育イベントの開催などを引き続き進めて、よりきめ細やかな年齢層や業種などへの働きかけや人材育成後の活躍できる場・機会の提供などを検討します。特に次世代を担う子どもに対しては、学校教育との連携も視野に入れた施策の展開を検討します。

* SNS: インターネットの利用を通して社会的ネットワークを構築するサービスのことをいいます。

主な施策

- ・次世代の環境に関する人材を育成するため、親子環境教室、エコ先生の特別授業などの出張講座を開催する
- ・事業者セミナーや環境ライフ講座、リサイクル推進サポーター養成講座、エコッキング教室、生ごみ減量講座などを開催する
- ・地域の伝統や歴史に親しむ機会と場所を提供し、充実させる
- ・地域人材や資源等を活用した日本の伝統・文化を理解するための教育を進める
- ・区民一人ひとりの学びの成果を活かす機会を提供し、充実させる
- ・自立した環境活動を行うことのできる団体を増やすため、人材育成とともに、その後の活躍の機会やきっかけづくりを進める

など

2) 区民や事業者の主な取組

区民の主な取組

- ・環境関連講座の受講
- ・環境に関するイベントへの参加

など

事業者の主な取組

- ・環境関連講座の受講
- ・環境に関するイベントへの参加
- ・社内での環境セミナーに関する職員研修の開催
- ・CSR活動の一環としての環境に関する取組と情報発信

など

(3) 主体の連携・協働による取組の促進

1) 必要な施策の方向性

ひとり一人が身近な環境保全活動を着実に取り組むことは大切ですが、さまざま主体が連携して、相互に補いあうことで、より大きな効果や新しい発見などを生み出すことが期待できます。そのため、区民、事業者、行政の協働に向けた取組を進めます。また、今後はこれまで築き上げてきた区民、団体、事業者などとのネットワークをより拡大・強化できるよう協働・連携の仕組みづくりを検討します。

主な施策

- ・環境イベント開催等による区民・団体など各主体との連携・協力を進める
- ・各主体間のネットワーク強化のため、相互交流や情報交換ができる場を提供し、充実させる
- ・事業者や団体、大学などが連携して環境活動を実施するためのマッチング・紹介などを進める
- ・環境に関する専門的な知識やデータなどを共有するために大学・研究機関と連携するなど

2) 区民や事業者の主な取組

区民の主な取組

- ・地域で活動する団体の環境活動への参加・協力
- ・主体間連携に向けた情報交換会などへの参加

など

事業者の主な取組

- ・区や大学、地域活動団体との連携による環境活動の実施
- ・主体間連携に向けた情報交換会などへの参加

など

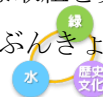
第4章 計画の推進

第1節 推進体制

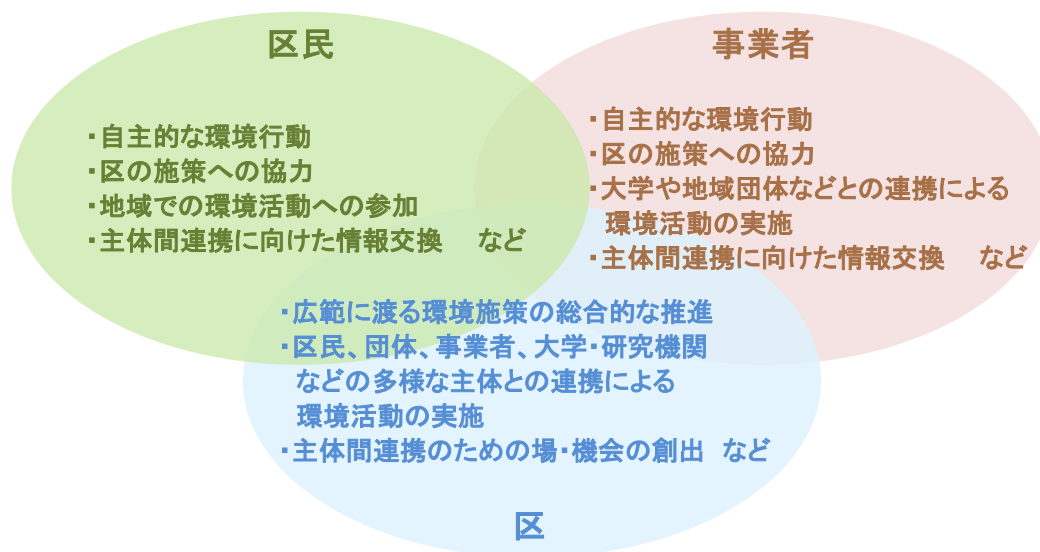
本計画の実効性を確保し、着実に推進するためには、強固かつ柔軟な推進体制を構築することが重要です。

このため、区が総合的に施策を展開することはもちろんのこと、区民、事業者などにおける自主的な行動を促進するため、主体間のネットワークを構築し、相互に支え合うことができるような推進体制を構築します。

こうして、地域一丸となって本計画に基づくさまざまな取組を実行することで、「ひとつが^{ふみ}つなげる文の^{みやこ}京の誇れる“あした” ～環境共生都市ぶんきょう～」の実現を目指します。



■推進体制イメージ



第2節 進行管理

本計画は、区的环境を守り創る「道しるべ」として、区が目指すべき環境共生都市ビジョン、施策の方向性や区民・事業者等の取組の基本的なあり方などを示す理念的な計画として改定するものです。

現在の社会経済活動が、環境問題とより密接な関係を持つようになってきていることから、まちづくりや防災などのさまざまな分野との横断的な連携による計画の推進が必要となります。

そのため、本計画の進行管理にあたっては、毎年の施策の実施状況や関連する環境デ

一タの推移などから評価を行い、計画の進捗状況を統合的に把握していきます。

なお、毎年の評価にあたっては、本計画の枠組みである 5 つの基本目標ごとに、関連する個別計画や既往の取組（計画等は存在しないものの、既に取り組みされている施策）における施策の実施状況、目標や指標の推移を把握・整理することにより、環境全体における状態を明らかにしていきます。